

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4410094号
(P4410094)

(45) 発行日 平成22年2月3日(2010.2.3)

(24) 登録日 平成21年11月20日(2009.11.20)

(51) Int. Cl. F I
F 2 1 V 23/00 (2006.01) F 2 1 V 23/00 1 6 0
F 2 1 V 19/00 (2006.01) F 2 1 V 19/00 4 0 0
 F 2 1 Y 103/00 (2006.01) F 2 1 Y 103:00

請求項の数 3 (全 5 頁)

(21) 出願番号	特願2004-371339 (P2004-371339)	(73) 特許権者	392000567
(22) 出願日	平成16年12月22日(2004.12.22)		パナソニック電工インテリア照明株式会社
(65) 公開番号	特開2006-179304 (P2006-179304A)		三重県伊賀市ゆめが丘7-7-6
(43) 公開日	平成18年7月6日(2006.7.6)	(72) 発明者	溝口 朱子
審査請求日	平成19年12月25日(2007.12.25)		三重県伊賀市ゆめが丘7-7-6 朝日松 下電工株式会社内
		(72) 発明者	熊谷 哲也
			三重県伊賀市ゆめが丘7-7-6 朝日松 下電工株式会社内
		審査官	莊司 英史

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 照明器具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

天井に取り付けられる本体の下面にランプが装着されるソケットを設け、ソケットのリード線が本体の下面に向かって導出されてから本体の中心方向に配線された照明器具において、ソケットの上方における本体の下面に凹部を形成して前記リード線の通路にするとともに、前記凹部の形成により天井側に向かって形成された凸部の上面が天井に当接可能になされた照明器具。

【請求項 2】

請求項 1 において、リード線は単心電線を絶縁被覆したものである照明器具。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 において、リード線はソケットに対して鎖錠接続された照明器具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、キッチンライトなどの照明器具に関する。

【背景技術】

【0002】

特許文献 1 などでは、天井に取り付けられる本体の下面にランプが装着されるソケットを設けたキッチンライトが開示されている。

【特許文献 1】 特開 2 0 0 2 - 9 3 2 3 5 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

特許文献1にはソケットのリード線は明示されていないが、本体の下面に向かって導出されてから本体の中心方向に配線されると想定される。しかし、ソケットと本体の下面との距離は十分に確保されており、リード線の屈曲に無理はない。従って、本発明は、ソケットと本体下面との距離が小さい場合の課題を解決した照明器具を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

本発明を要約すると、天井に取り付けられる本体の下面にランプが装着されるソケットを設け、ソケットのリード線が本体の下面に向かって導出されてから本体の中心方向に配線された照明器具において、ソケットの上方における本体の下面に凹部を形成して前記リード線の通路にするとともに、前記凹部の形成により天井側に向かって形成された凸部の上面が天井に当接可能になされた照明器具である。

【発明の効果】

【0005】

本発明によれば、ソケットの上方における本体の下面に凹部を形成してソケットのリード線の通路にしたため、リード線の無理な屈曲を招きにくい上、前記凹部の形成により天井側に向かって形成された凸部の上面が天井に当接可能になされるため、本体の取付安定性にも寄与している。

【発明を実施するための最良の形態】

【0006】

次に、本発明の実施形態を説明するが、それはあくまで本発明に基づいて採択された例示的な実施形態であり、本発明をその実施形態に特有な事項に基づいて限定解釈してはならず、本発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の請求項に示した事項さらにはその事項と実質的に等価である事項に基づいて定めなければならない。

【0007】

図示の実施形態は、天井1に木ネジなどで取り付けられる本体2の下面にランプ3が装着されるソケット4を設け、ソケット4のリード線5が本体2の下面に向かって導出されてから本体2の中心方向に配線された照明器具において、ソケット4の上方における本体2の下面に凹部6を形成して前記リード線5の通路にするとともに、前記凹部6の形成により天井1側に向かって形成された凸部7の上面が天井1に当接可能になされた照明器具である。

【0008】

また、リード線5は単心電線を絶縁被覆したものであり、撚線を絶縁被覆したリード線より硬く、屈曲させにくいものであるため、凹部6の形成は有利に作用する。リード線5に単心導線を絶縁被覆したものをを用いた理由はソケット4がいわゆる鎖錠接続(速結接続)方式を採用しているためであり、そのような鎖錠接続部はリード線5の急な屈曲に対して安定な電気接続状態を得にくいおそれがあるため、凹部6の形成は一層有利に作用する。

【0009】

さらに詳述すれば、本体2は図示しない木ネジをネジ孔8に通すなどして天井1に固定されるが、本体2の両端付近にある凸部7も天井1に当接して長手形状の本体2を安定に取り付けできる。天井1の裏面からの電源線(図示せず)は端子台9で受電され、その出力リード線を化粧カバー10で覆われた点灯回路装置(インバータ)に供給して、その高周波出力をリード線5を介してソケット4に供給している。なお、ソケット4は金属製の背板11に固定され、背板11はその水平部を本体2の下面に段差形成した支持片12に挿入係止する例を示している。また、本体2の下面をランプ3などとともに覆うグローブは図示していない。

【0010】

10

20

30

40

50

本実施形態によれば、ソケット4の上方における本体2の下面に凹部6を形成してソケット4のリード線5の通路にしたため、リード線5の無理な屈曲を招きにくい上、前記凹部6の形成により天井1側に向かって形成された凸部7の上面が天井1に当接可能なため、本体2の取付安定性にも寄与している。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】本発明の実施形態を示す全体分解斜視図

【図2】同部分図

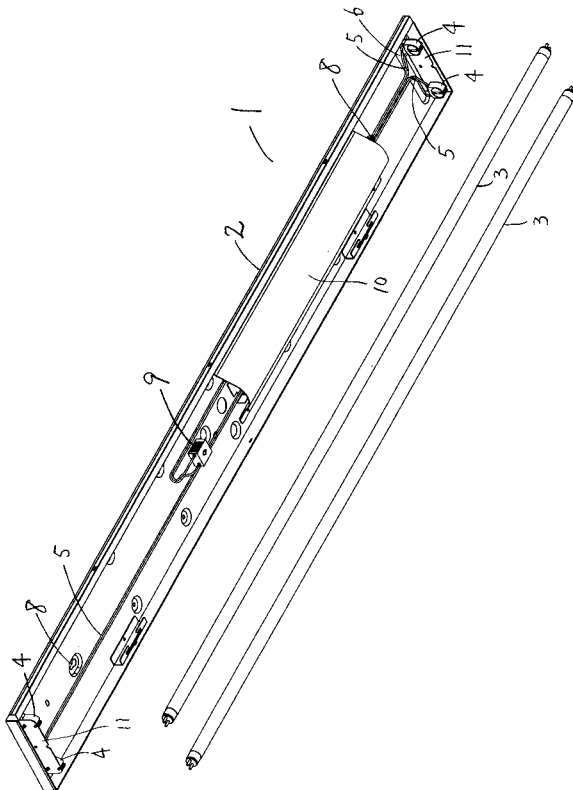
【図3】同要部組立断面図

【符号の説明】

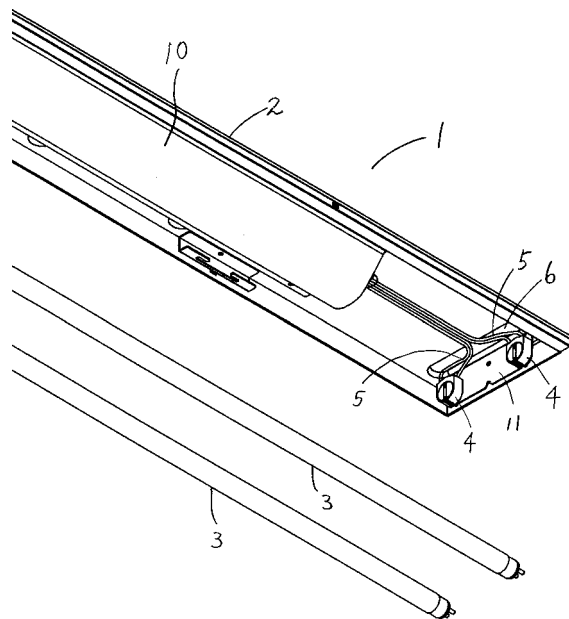
【0012】

- 1 天井
- 2 本体
- 3 ランプ
- 4 ソケット
- 5 リード線
- 6 凹部
- 7 凸部

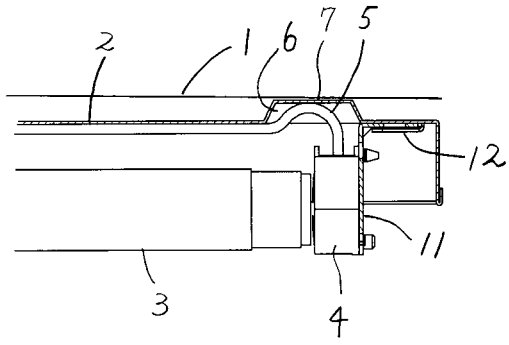
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭51-025574(JP,U)
特開2001-028297(JP,A)
特開平04-341703(JP,A)
実開昭62-004004(JP,U)
特開2000-106026(JP,A)
特開2002-033172(JP,A)
特開2002-093235(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

F21V 23/00
F21V 19/00
F21Y 103/00